

# マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項各号の規定に基づく 国土交通大臣が定める基準の改正概要に関するパブリックコメントの募集について

令和3年6月24日  
国土交通省

## 1. 趣旨

令和2年6月に成立・公布された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）」により、マンションの除却の必要性に係る認定（要除却認定）の対象となるマンションの類型が拡充されました。このマンションの老朽化等に関する具体的な基準を議論するため、令和3年5月に「要除却認定基準に関する検討会」を設置し、検討を進めてきたところ、この度、同検討会における議論を踏まえて、追加する基準の概要をとりまとめました。

この基準概要について、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

## 2. 意見募集の対象

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項各号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準の改正について（概要） 別紙1

## 3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、令和3年6月24日（木）～令和3年7月26日（月）までです。

## 4. 内容の公開

要除却認定基準概要は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室）での配布

## マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 102 条第 2 項各号の規定に基づく 国土交通大臣が定める基準の改正概要に関するパブリックコメントの募集について

### ■意見募集対象

- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 102 条第 2 項各号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準の改正について (概要) 別紙 1

### ■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布  
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室  
(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎 3 号館 2 階)

### ■意見募集期間

令和 3 年 6 月 24 日 (木) ~ 令和 3 年 7 月 26 日 (月) (必着)

### ■意見送付方法

別添の意見提出様式に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室  
パブリックコメント担当 宛  
(「要除却認定基準概要に対する意見」と明記して下さい。)
- (2) 電子メールの場合 メールアドレス : hqt-mansion1@gxb.mlit.go.jp  
(電子メールの題名を「要除却認定基準概要に対する意見」として下さい。)

### ■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合、ご意見を記入した意見提出様式を添付してください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、基準案の検討にあたっての参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。